食料 農業 農村政策審議会甘味資源部会関係法令集

五.	四	三	<u> </u>	
砂糖	食 料	食 料	食 料	食料
及びで	· 農 業	· 農 業	· 農 業	· 農 業
及びでん粉の価格調整に関する法律(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業・農村政策審議会議事規則(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業・農村政策審議会における部会の設置について(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業・農村政策審議会令(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業・農村基本法(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
九	八	六	三	

目

次

食料 農 業 農村 基 本 法 伞 成 + 年 法 律 第 百六号) (抄)

第四章 食料・農業・農村政策審議会

(設置)

第三十九条 林 水 産 省 に 食料 農業 農村政 策 審 議 会 以 下 審 議会」 لح V \ . う。 を置く。

(権限)

第四十条 臣 上の諮 問 審 に 応じ、 議 会 は この法 この 法 律の 律 \mathcal{O} 施行に関する重 規定によりその 一要事 権限に ず項を調 ,属さ 查審議 せら れた事 ずる。 項 を処理 するほ か、 農林水産大臣又は関係 各大

2 議会は、 前項に規定する事項に関し 農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3

糖及び 特別 資源 十年法 金 六年法律第三十五号)、 法律第三百五十六号)、 二十五年法律第二百九号)、 平 の交付に関する法律 審 強議会は、 成三年法律第五十九号) 0) 措 律 再生利用等の促進に関する法律 でん粉 置 第百十二号)、 法 (昭和三十六年法律第十五号) 、 前二項に規定するものの 0 価 格調整に関する法律 (平成十八年法律第八十八号) 肉用子牛生産安定等特別措置法 酪農及び肉用牛生産 農業振興地域 家畜伝染病予防 主要食糧の需 ほ \mathcal{O} (平成十二年法律第百十六号)、 (昭 か、 整 備に 和 土 匹 法 給及び価 畜 0) 関 十年法律第百九号)、 振興に関する法律 地改良法 産 (昭和二十六年法律第百六十六号)、 はする法 物 0) 格 価格安定に関する法律 律 有機農業の推 の安定に関する法律 (昭和-(昭和二十四年法律第百九十五号)、 昭 和四十 六十三年法律第九十八号)、 昭 四年 進に関する法律 加 工 和二十九年法律第百八十二号)、 農業の担い手に対する経営安定の 法律第五 原料乳生産者補給金等暫定措置 (平成六年法律第百十三号) (昭和三十六年法律第百八 十八号) 飼料需給安定法 (平成十八年法律第百十二号) 食品流 家畜改良増 卸売市場 通構造改善促 (昭 十三号) 果樹農業振 法 法 ための交付 和二十七 殖 昭 法 食品 (昭 和 昭 循 進 兀 和 圓 和 環 法 + 兀 砂

中

企業者と農林漁業者との連携による事業活動

 \mathcal{O}

促進に関する法律

伞

成二十年法律第三十八号)

及び米穀の

新

途への 利用の促進に関する法律 (平成二十一年法律第二十五号) の規定によりその権限に属させられた事項を処理す

る。

(組織)

第四十一条審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、 前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、 農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、 審議会の職員で政令で定めるものは、 農林水産大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 審議会は、 その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 関係行政機関の長に対し、 資料の 提

出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第四十三条 この法律に定めるもの のほか、 審議会の組織、 所掌事務及び運営に関し必要な事項は、 政令で定める。

食料 農業 農 村 政 策 審議へ 会令 (平成十二年政令第二百八十九号) (抄)

(所掌事務)

第一条 源 基づきその権限 る分別収集及 第十六条第 条に規定するもの \mathcal{O} 有効なが 食料 利 五. 農業 び 用 項 再 に属させられた事項を処理する。 \mathcal{O} (同法第十 促 商 \mathcal{O} 品 ほ 農村: 進に関する法律 か、 化 政 \mathcal{O} 九条 策審 促進等に関する法律 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 の 二 議 会 第一 (平成三年法律第四十八号) 第二十五条第三 (以下「審議会」という。) は、 項において準用する場合を含む。 平 成七年法律第百十二号)第七条の七第三 食料• (昭和)) 及び: 農業 五十 第六十 应 項並びに容器包装 年法: 農村 兀 律 基 条第三 本 第四十九号) 項 法 $\widehat{\mathcal{O}}$ 第四 <u>二</u>項、 規定 に係 + 資

(組織)

第二条 審議会に、 特別の 事 項を調 査審議させるため必要があるときは、 臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、 専門の 事 項 へを調っ 査させるため必要があるときは、 専門委員を置くことができる。

臨時委員及び専門委員の任命)

第三条 臨時委員は、 学識 経験 のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員 は 当該 専門 \mathcal{O} 事 項に関し学 識経験の あ る者 のうち か 5 農 林 水産 大 臣 が 任 命する。

(委員の任期等)

第四 条 委員 の任期は、 二年とする。 ただし、 補欠の委員 の任期は は、 前任者 0 残任 期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨 時委員は、 その者の任命に係る当該特別 の事項に関する調査審議が終了したときは、 解任される

ものとする。

- 4 専門委員は、 その者の任命に係る当該専門の 事項に関する調査が終了したときは、 解任されるもの
- 5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、 あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、 臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、 当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が あらかじめ指

名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、 その定めるところにより、 部会の 議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事 は、 関係行政機関の 職員のうちから、 農林水産大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 議決することができない。 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、 会議を開き、

2 同 数のときは、 審議会の議事は、委員及び議事に関係 会長の決するところによる。 のあ る臨時委員で会議 に出席したもの \mathcal{O} 過半数で決し、 可 否

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九 食品安全部 条 審議 企 会の庶務 画情報課及び国土交通省国土政策 は、 農林水産省大臣官房政 策課 局 地方振興 12 お ** \ 課の て厚生労働 協力を得て処理する。 省医 薬 ·生活衛 生 局 生 活 衛 生

(雑則)

議会に諮って定める。

第十条 この政令に定めるもののほか、 議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審

三 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成19年 7月12日 食料農業農村政策審議会決定 平成20年 3月 7日改正 平成20年 5月15日改正 平成20年 7月25日改正 平成21年 1月27日改正 平成21年 7月23日改正 平成23年 9月 1日改正 平成26年 3月28日改正 平成27年10月22日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)に、次の表の 左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のう ち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	(略)
家畜衛生部会	(略)
食料産業部会	(略)
食糧部会	(略)
果樹部会	(略)
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)の
	規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	(略)
農業共済部会	(略)
農業農村振興	(略)
整備部会	

- 第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の 部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合 的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものである ときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かな ければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

714 0 216 HIVE - WILDSTON	
部 会	課
企画部会	(略)
家畜衛生部会	(略)
食料産業部会	(略)
食糧部会	(略)
果樹部会	(略)
甘味資源部会	政策統括官付地域作物課
畜産部会	(略)
農業共済部会	(略)
農業農村振興整備部会	(略)

四 食料・農業・農村政策審議会議事規則

(平 成 1 9 年 7 月 1 2 日)(食料・農業・農村政策審議会決定)

(総則)

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)の運営については、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)及び食料・農業・農村政策審議会令(平成12年政令第289号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(議事)

- 第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。
- 2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著 しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益 若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とす ることができる。
- 3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な 措置をとることができる。

(議事録)

第4条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について 報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について 報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明 又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 <u>第2条から前条までの規定は、部会について準用する</u>。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

砂 糖及びでん粉 0 価 格調整に関する法律 昭 和 四十年法律第百九号) 抄

五.

(砂糖調整基準価格)

- 第三条 ばならない 農林水産大臣は 毎砂 b.糖年度、 当該年度 0 開 始 前十五日までに、 粗糖に . つき、 砂 糖調 整基準 価格 を定め なけれ
- 2 0 効率的に製造されている場合の製造に要する費用の額を加えて得た額を基礎として、 要となると認 振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必 輸入価 砂 糖調整基準価 格 (関 められる価格として、 税 路は、 \mathcal{O} 額に相当する金額を除く。 輸入に係る砂糖 甘味資源 の価格がその額を下回つて低落した場合にこれによる甘味資源 作物 に換算して、 が特に効率的に生産されている場合の生 定めるものとする。 政令で定めるところにより粗 産費 \hat{O} 額に国 作 |内産 物 0 糖 が 生 特に 産 糖 \mathcal{O}
- 3 ならない。 農林水産大臣は 砂糖調整基準 価格を定めようとするときは、 食料 農業・農村政策審議 会の意見を聴か なけ れば
- 4 農林水産大臣は、 砂糖調整基準 価格を定めたときは、 遅滞なく、 これを告示しなければならな

(でん粉調整基準価格)

2

- 第二十六条 定めなければならない 農林水産大臣 は 毎でん粉年度 当該年度の開始前十五日までに、 でん粉につき、 でん粉調 整基 準価
- 発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係るでん粉又はでん粉原料用輸入農産物の 0 額を下回つて低落した場合にこれによるでん粉原料用いもの生産の振興及び国内産いもでん粉の製造事業の でん粉調整基準価格は、 輸入に係るでん粉又はでん粉原料用輸入農産物を原料として製造されるでん粉の 価 格を調整することが必要とな 価 健全な 格 がそ

に相当する金額を除く。)に換算して、定めるものとする。 りでん粉の国際価格の動向を考慮して定める額を基準とし、政令で定めるところによりでん粉の輸入価格 が特に効率的に製造されている場合の製造に要する費用の額を加えて得た額を基礎として、政令で定めるところによ ると認められる価格として、 でん粉原料用いもが特に効率的に生産されている場合の生産費の額に国内産いもでん粉 (関税 \mathcal{O} 額

3 第 第三条第三項及び第四項並びに第四条の規定は、 項中 「砂糖」とあるのは、 「でん粉」と読み替えるものとする。 でん粉調整基準価格について準用する。 この場合において、 同条